

【判例研究】

手形金額の重複記載とその解釈

——最高裁判所昭和61年7月10日判決をめぐって——

赤井伸之

1. はじめに

手形⁽¹⁾とは、一定の金額の支払を目的とする有価証券である。手形には「一定ノ金額」を正確に記載すべきことが、手形の要件として要求されている⁽²⁾。ところで、この要件が満たされない場合、つまり、発行の時点において確定しうる金額が記載されていない手形は原則として無効であるとされている⁽³⁾。

もっとも、手形金額の記載については単一であることが必ずしも要求されていないので、手形には変造を困難にするために「文字」で、また読み易くするために「数字」で、同一かつ確定できる金額を重複して記載する場合が多く、これは有効と解されている。事実、実務上も金額欄の一部やその周辺に、同一金額が複記される慣行が広く行なわれてきた。

ところが、金額が複記される場合に、複数の異なった金額が誤って併記されることが時折生じる。この場合には、金額が確定できないので、原則的には無効となるところであるが、特に、以下のような解釈規定が設けられて、当該手形が無効となることを防止する措置が取られている。

すなわち、手形法6条⁽⁴⁾は次のように規定している。

- 「① 為替手形ノ金額ヲ文字及数字ヲ以テ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ文字ヲ以テ記載シタル金額ヲ手形金額トス。
- ② 為替手形ノ金額ヲ文字ヲ以テ又ハ数字ヲ以テ重複シテ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ最小金額ヲ手形金額トス。」

第1項は「文字優先の原則」を、第2項は「最小金額優先の原則」を定めたものとされているが、これらの規定の解釈をめぐっては第3節で述べるように大きく二つの見解が対立している。

そもそもこの問題は、「右手形の金額について検討すると、右手形の金額が文字で百五十円と記載され、その下段に算用数字で¥1,500,000の趣旨の記載がなされてい

ることは当事者間に争いがない。このような場合にいずれの金額を手形金額とするかについては手形法第77条第2項、第6条第1項に文字で記載した金額を手形金額とする旨を規定するところであるけれども、本件の場合においては文字および算用数字で記載した双方の金額を対比すれば一見して文字でした金額の記載が誤記であり、算用数字で記載した金額が振出人の意欲した手形金額であることが明瞭に推察されるのであるから、このように手形の外観解釈だけからしても直ちに文字で記載した金額が誤りであり、算用数字で記載した金額が振出人の意欲した金額であることが明白である場合には手形法の右規定にかかわらず算用数字で記載した金額を手形金額とすべきものと解するのが相当である。」との判決⁽⁵⁾が下されて以来、学界で論争されてきたのであるが⁽⁶⁾、昭和61年7月10日、最高裁判所はこの問題について一応判断を下した⁽⁷⁾。しかしこの判決後、ジャーナリズムをはじめ学界は、判決に肯定的な批評と、判決に否定的な批判とで沸き返った⁽⁸⁾。本稿では、2節で本件事案を詳しく考察し、3節で本件事案の展開を振り返りつつ、そこで問題となった論点を整理しながら、私見を述べていきたい。

注

- (1) 小切手も手形と同様、一定の金額の支払を目的とする有価証券であるが、本稿では言及しない。なお、手形には振出人自身が一定の金額の支払を約束するために利用される約束手形と、振出人が支払人に宛てて一定の金額の支払を委託するために利用される為替手形がある。
- (2) 手形法1条2号、同75条2号。
- (3) 後掲注(8)の高窪利一・手形研究387号8頁、桜井隆・文京女子短大紀要7号251頁。他に高窪利一・法学ガイド商法】(手形小切手)87頁、鈴木竹雄『手形法・小切手法』177頁、前田庸『手形法・小切手法入門』112頁など。
- (4) なおこの規定は手形法77条2項により、約束手形にも準用されることになる。
- (5) 東京地判昭和40年6月30日下民集16巻6号1175頁(判例時報422号54頁、判例タイムズ181号155頁、金融法務事情416号11頁)。
- (6) 大隅=河本『注釈手形法小切手法』36頁は、実質的に判旨は妥当だが、疑問は残るとしている。加藤勝郎・ジュリスト393号137頁は判旨結論賛成。小橋一郎「金額欄記載の金額と複記との相違」金融法務事情532号5頁は判決に批判的である。塩田親文「判例にあらわれた手形の誤記」手形法研究243号6頁、同「文字による手形金額の記載を誤記と認めた事例」法律時報38巻3号72頁は判決に批判的。島谷六郎「手形金額の誤記と手形法6条」金融法務事情519号38頁は、多少の疑問を残しながら、判決の結論を妥当としている。田中誠二『手形法小切手法詳論』(上)366頁は「手形行為の合理的解釈として正当と考える」と述べて判旨に賛成している。深見芳文「文字と数字による手形金額の重複記載と手形法6条の適用」商事法務443号16頁は判旨賛成。米津昭子「手形に文字によって記載された金額と算用数字によって記載された金額とが異なる場合の手形金額」法学研究42巻6号93頁は判旨の中心部分の見解については反対としている。その後、本件事案の原審判決である名古屋高裁判決が昭和57年7月29日に出され、この問題に関して以下の評釈・論説が加わった。宇田

一明「金額の重複記載と手形法77条の適用」ジュリスト849号107頁は、判旨反対。松井雅彦「約束手形の金額欄に記載された金額を誤記と認め正しい金額による手形金の支払を命じた事例」商事法務1062号36頁は、判旨結論賛成。山下真弘「差異ある手形金額の重複記載の効力——二つの判決を契機として——」島大法学27巻1号49頁は、前記東京地判40年判決についても、名古屋高判57年判決についても、一応実質的・具体的に妥当性を有するとしながらも、なお疑問は残るとしている。

(7) 最高裁判所判決昭和61年7月10日民集40巻5号925頁(判例時報1206号3頁、手形研究385号54頁)。

(8) 例えば、朝日新聞1966年(昭和61年)7月11日朝刊には、「知つてましたか手形の額面漢数字の表示が優先」「百万円割り引いて百円しかもらえず」の見出しで、日本経済新聞の同日朝刊は「手形の和洋重複記載最高裁、漢数字に軍配誤記考慮の必要なし」の見出しでこの判決事案を報道している。また、判例批評・解説・論説等で、本判決を支持・肯定していると思われるものには、井上俊雄「異なる金額が重複して記載されている場合の手形・小切手金額」手形研究406号56頁。上柳克郎「手形金額の重複記載と手形行為の解釈」金融法務事情1192号10頁は、最判の多数説支持をうかがわせるが、問題を提起するにとどめ、断定は保留されている。大森淳「文字と数字による手形金額の重複記載」法律のひろば39巻11号52頁。奥島孝康「文字と数字の重複記載のある手形金額の解釈」法学セミナー385号121頁、法学セミナー増刊最新判例演習室1987,228頁。加藤和夫「一「壱百円」の記載と手形法6条1項にいう文字をもつてした記載/二金額を「壱百円」及び「¥1,000,000-」と記載した約束手形の手形金額が100円と認められた事例」法曹時報41巻3号136頁。川田悦男「「金壱百円」と「¥1,000,000-」と重複記載された場合の手形金額」金融法務事情1145号42頁。神田秀樹「うっかり「壱百円」「¥1,000,000-」と書いた手形の意味」『判例に学ぶ法律考現学』ぎょうせい79頁。菊池徹「手形金額として「壱百円」と「¥1,000,000-」が複記された手形につき「壱百円」が文字による記載であり手形金額は100円であるとされた事例」判例タイムズ677号242頁。倉澤康一郎「手形金額の重複記載」法学セミナー402号91頁。同「手形金額の記載における「文字」と「数字」」法学研究60巻12号45頁。小杉茂雄「約束手形の金額欄に文字で「壱百円」と記載され、その右上段に数字で「¥1,000,000-」と記載された約束手形の手形金額は、100円が手形金額としてはほとんどありえない低額で、右手形に100円の収入印紙が貼付されていても、100円と解するのが相当である、とされた事件」『法律問題分析・民事法』214頁。小橋一郎「一「壱百円」の記載と手形法6条1項にいう文字をもつてした記載/二金額を「壱百円」及び「¥1,000,000-」と記載した約束手形の手形金額が100円と認められた事例」判例時報1218号206頁(判例評論337号60頁)。高橋一馬「文字と数字による手形金額の重複記載について」阪南論集社会科学編24巻3号11頁。武久征治「金額欄に「金壱百円也」とその右上段に「¥1,000,000-」と記載した約束手形の金額を「100円」と認定した事例」龍谷法学19巻4号65頁。野口恵三「金額が「壱百円」および「¥1,000,000-」と重複記載された約束手形の手形金額はいくらか」NBL367号48頁。堀内仁「異なる金額が重複記載された手形の手形金額」手形研究386号69頁。牧山市治「一「壱百円」の記載と手形法6条1項にいう文字をもつてした記載/二金額を「壱百円」および「¥1,000,000-」と記載した約束手形金額が100円と認められた事例」金融法務事情1139号12頁。一方、本件判決に反対しているのに以下のものがある。神作裕之「手形金額の記載方法——「壱百円」は文字をもつてした記載にあたるか/「壱

百円」および「¥1,000,000-」と記載された約束手形の手形金額」法学協会雑誌105巻4号507頁。菊池雄介「手形の外観解釈と有効解釈」法学ガイド商法（手形小切手）116頁。黒田清彦「漢数字と算用数字とで重複記載された手形金額に差異がある場合に前者による記載を文字によるものと認めるとともにこれを数字で記載された金額の誤記と目することを否認した事例」金融・商事判例759号46頁。同「手形法第六条再考」南山法学11巻1号。坂井芳雄「百円手形事件について」判例タイムズ649号2頁。同「百円手形事件判決批判」東洋法学31巻1・2号。桜井隆「手形法第6条の解釈に関する一考察」文京女子短大紀要7号251頁。篠原権蔵「金額が「壱百円」および「¥1,000,000-」と記載された場合の手形金額」早稲田法学62巻3号178頁。高窪利一「手形金額の誤記と手形の外観解釈——最判昭和61.7.10に関連して——」手形研究387号4頁。長浜洋一「文字と数字」金融・商事判例768号2頁。服部栄三「手形金額の複記とその解釈」金融法務事情1149号6頁。福瀧博之「一「壱百円」の記載と手形法6条1項にいう文字をもつてした記載／二金額を「壱百円」及び「¥1,000,000-」と記載した約束手形金額が100円と認められた事例」民商法雑誌96巻5号。山下真弘「手形金額「壱百円」と「¥1,000,000-」の重複記載」ジュリスト887号104頁。同「手形金額「壱百円」と「¥1,000,000-」の重複記載」別冊ジュリスト・手形小切手判例百選（第四版）72頁。吉川栄一「手形金額の誤記と経験的常識に基づく手形外観解釈の許否」修道法学10巻1号。なお、林修三・時の法令1303号83頁も反対のご意見のようであるが、未見。

2. 最高裁判所昭和61年7月10日判決事案

[事実の概要]

岐阜市内にある株式会社G商会は、昭和55年4月28日に次のような約束手形（以下「本件手形」という）一通を振り出した。

- ①金額：文字を以てした記載「壱百円」　数字を以てした記載
「¥1,000,000」（百円の収入印紙が貼付）
- ②満期：昭和55年8月10日　③支払地・振出地：岐阜市
- ④支払場所：岐阜相互銀行金園町支店　⑤受取人：M

その後株式会社Sは、Mが第一裏書人で第一被裏書人白地のGが振り出した本件手形を取得し、Gを被告として本件手形金100万円及びこれに対する本件訴状送達の日の翌日である昭和55年9月7日から完済に至るまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金を支払うこと、訴訟費用は被告の負担とすること、を求める訴訟の原告となった。

ところが、被告Gは、本件手形の金額は、手形法6条により100円と解すべきものであると主張して争われた⁽¹⁾。

[第一審判決]

昭和56年12月10日第一審の岐阜地方裁判所は、手形の金額を文字及び数字を以て記載した場合において、その金額に差異が存するときは文字を以て記載した金額を手形

金額とする旨の手形法6条1項、77条2項の規定に基づき、振出人Gには文字を以て記載された手形金額すなわち百円を手形金額とする手形につき振出人として支払責任を負うとし、原告Sの請求を百円およびこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容し、Sのその余の請求を棄却した。また、訴訟費用を原告の負担とした⁽²⁾。

[原告Sの控訴理由]

これに対して、Sは以下の理由を以て控訴した。

一 本件手形の金額は金100円ではなく、金100万円と解釈すべきである。

本件手形の金額は、文字で「金壱百円也」と記載され、かつ、その右上段に算用数字で「¥1,000,000-」と記載されている。このように手形金額が複数記載ある場合、手形法6条は文字をもって記載したる金額を手形金額とすると定めているが、本件手形のように、手形の外観だけからしても一見明白に文字で記載した金額が誤りであって、数字で記載した金額が振出人の意欲した金額であると認められる場合には右条文の適用はなく、数字で記載した金額を手形金額であると解すべきである。

二 本来手形金額は一定であるべきであるから、誤って異なる金額が記載された手形は無効であるが、手形法6条は手形が無効になることを防ぐための救済規定である。そうだとすると、手形法6条が適用になる場合は、手形金額が文字または数字のいずれともが少なくとも手形振出人の意思と手形外観上解釈できるときであるべきである。これを本件についてみると、手形法6条を適用して文字を優先させると、本件手形は100円の手形ということになるが、今日において100円という少額の手形を発行するものは誰一人としていないことは明らかである。すなわち、100円では信用の手段にもならないし、振出費用を考えれば支払の手段としてもありえないことは疑いのない常識である。

また、手形金額を解釈する場合において、振出人の意思を推測する手がかりとして、手形面に貼付してある印紙額を参考にすることもその外観解釈上許されるべきであるが、本件手形には100円の印紙が貼付されている。このことは振出人の意思としても、金100万円の手形を振出す意思であったことが手形面上にも明白に表われているものといえる。

原判決の解釈によれば100円の支払のために100円の印紙を貼付した手形をもって支払ったという極めて非現実的な結果を承認せざるを得なくなり、これはあまりにも杓子定規な解釈である。これに対して、数字による金額は貼用印紙に見合う金額であり、振出人の意欲した金額であることが明白である。

本件手形は、振出人がこれを振出す際、「壱百」の字と「円」の字の間に「万」を書き漏らした結果、「壱百円」となったことが手形面上も明白であるから、その金額は金100万円と解釈すべきである⁽³⁾。

[被控訴人Gの反論]

一方、被控訴人Gの反論は以下の通り。

一 手形法6条は強行規定であって、その文理からして、単なる解釈規定にとどまら

ず擬制的意味を有するものと解すべきで、経験則をもって安易にその適用を排除することは許されないというべきである。

右のように解さないと、強行法規はその意味と存在価値を失うことになるとともに、控訴人主張のような考え方を採ると、手形取引の迅速、安全が失われるおそれがある。
 二 手形金額の最低、最高額については、現行手形法上格別の制限が設けられていないところ、一円の手形であっても適法というべきである。従って、100円という少額の手形を発行する者は実際上誰一人としていないとしても、そのことだけをもって金額記載を誤りとしたり、常識や経験則による判断で強行法規の存在をないがしろにすることは許されないものというべきである。

そもそも、経験則とか常識、更には振出人の意思の推測判断というものは極めて曖昧なものであって、手形金額の最低限を画する確固たる基準もない以上、控訴人主張のような見解は手形取引を無用に混乱させることになるだけである。

三 銀行取引においては複記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額によって支払われるようになっているところ、この銀行取引事実や所定の金額欄に記載された文字による金額が手形金額として取引においては重視されている事実を考えると、むしろ、経験則上手形用紙上の所定欄に文字で記載した金額はいかに少額であっても、実在する金額である限り、これを手形金額と解するのが自然であり、かつ、簡明であるというべきである⁽⁴⁾。

[第二審判決]

かくして上述の如き控訴理由とその反論を受けて、昭和57年7月29日、第二審の名古屋高等裁判所は第一審判決を変更し、以下の理由を以て、被控訴人Gは控訴人Sに対して、金100万円及びこれに対する昭和55年9月7日から支払済に至るまで年6分の割合による金員を支払うこと、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする旨の判決を下した⁽⁵⁾。

(理由)

- 一 原判決事実摘示の請求原因1及び2の事実は当事者間に争いがない。
- 二 甲第一号証（検証物）によれば、本件手形の金額欄には漢数字で「壱百円」と記載され、その右上段に算用数字で「¥1,000,000—」と記載され、同手形には100円の収入印紙が貼付されていることが明らかである。

このように手形金額が数字をもって重複して記載され、その金額に差異のある場合（数字は数を表わす文字であるから、漢数字も数字であり、本件手形は金額を文字及び数字をもって記載した場合に該当しない。）、手形法6条2項は、金額が不確定のため手形が無効となることを防ぐ目的で、最小金額を手形金額とする旨を規定している。しかし、手形の外観（印紙税法2条による貼用印紙額を含む。）自体から数字による重複記載のいずれか一方が他方の誤記であることが明らかである場合には、金額不確定のため手形が無効となることはあり得ないので、右手形法6条2項の規定の適用はない解するのが相当である。

本件手形に漢数字で記載された金額100円は、手形金額として存在しないわけではないが、本件手形の振出日である昭和55年4月28日当時の貨幣価値からして右金額の手形が振出されることは経験則上ほとんどありえないと推断されるばかりでなく、昭和56年法律10号による改正前の印紙税法2条によると、右振出日当時手形金額が10万円未満の手形は非課税であり、100万円以下のものの印紙税額は100円であったから、振出人が金額100円の手形に100円の収入印紙を貼付して振出すことは一般常識上ありえないというべきである。そうだとすると本件手形の漢数字による金額の記載には「壱百」の字と「円」の字間に「万」の字が脱漏していること、すなわち、漢数字によって記載された金額は算用数字によって記載された金額の誤記であることが明らかであるといわなければならない。

以上のとおりであるから、本件手形には手形法6条2項の規定の適用はなく、算用数字で記載した金額100万円を本件手形金額とすべきものと解するのが相当である。これと異なる被控訴人の主張は採用できない（銀行取引においても、金額欄記載の金額が欄外記載の金額の誤記であることが手形の外観上明らかである場合にまで金額欄記載の金額を手形金額とすることに合理性があるものとは考えられず、またそのような慣行があることを認めるに足りる証拠はない。）

三 そうすると、被控訴人は控訴人に対し、本件手形金100万円及びこれに対する本件訴状が被控訴人に送達された日の翌日であることが記録上明らかな昭和55年9月7日から支払済に至るまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金を支払う義務があることが明らかであるから、控訴人の本訴請求は全部正当としてこれを認容すべきである。

よって、右と一部結論の異なる原判決を右のとおり変更することとし、訴訟費用の負担につき民訴法96条、89条を、仮執行の宣言につき同法196条を適用して、主文のとおり判決する⁽⁶⁾。

[上告代理人の上告理由]

この第二審判決に対して、被告であり被控訴人Gの代理人から、以下の理由で上告がなされた。

原判決は以下の事由に基づき、手形法第6条及び同法1条2号の解釈適用を誤つたもので、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違背が存するところ、民事訴訟法第394条に基づき同判決は破棄されるべきである。

一、(1) 原判決はまず、本件の場合手形法6条1項の適用はないとし、その理由として「数字は数を表わす文字であるから、漢数字も数字であり、本件手形は金額を文字及び数字をもつて記載した場合に該当しない」という。

しかし、本件約束手形に記載されている「金壱百円」との表示が、同法6条1項いう「金額ヲ文字ヲ以テ……記載シタル場合」に該当しないとすれば、原判決は一体如何なる場合が、右に該当する場合と考えているのであろうか。

本件の場合以外には到底考えられぬところであり、原判決のいう「数字は数を表わす

文字である」との説示はその通りであるが、この事からいきなり「漢数字も数字であり」との理由付けをなす事は詭弁である。

即ち「数字」とは「数を表わす文字」には違いないが、手形法6条1項にいう「数字」とは「アラビア数字・算用数字又はローマ数字などを以って数を表わす場合」を、又「文字」とは「漢字を以って数を表わす場合」をいうと解すべきである。

(ちなみに、現行通貨である100円硬貨の〔表〕に表示されている数が「文字」であり、〔裏〕に表示されているそれが「数字」である。)

よつて本件はあくまで、同法6条1項の適用のある事を前提として判断されるべきである。

(2) とすれば、原判決が手形法6条1項についての解釈を誤りこれを適用せずして、同条2項の解釈と適用の問題として判示していることは、その判断に法令違背が存しその結果は判決に影響及ぼすこと明らかである。

二、(1) 次に原判決は、手形法6条2項の解釈として「手形の外観自体から重複記載のいずれか一方が、他方の誤記であることが明らかである場合には、金額不確定のため手形が無効となることはあり得ないので、手形法6条2項の規定の適用はない」という。

(2) 右はまず、手形法1条2号の「一定ノ金額」の解釈にも関連するものと解されるところ、手形法の規定は手形取引の迅速安全を保つため、その殆んどが強行規定とされ、ただこの事によって手形自体が無効とされることによって生ずる不便・不条理を救うための救済規定が設けられているにすぎない。

(3) してみると、原判決のいう「手形が無効となることはあり得ない」というのは、まず強行法規である右手形法1条2号にいう「一定ノ金額」の解釈を如何に理解するのかの判断を示さず、いきなり同法第6条の2項の適用は無いと判断している。

(4) 更に前述の通り、手形法規の殆んどが強行法規であることを考える時、本件の場合のように権利者側の立場に立つた場合の結論としては、妥当性ある場合もあるやもしれないが、一方所持人が他に手形を譲渡せんとする場合において、如何に同手形の金額を解釈して、その責任を覚悟すべきかを迷うこととなり手形の迅速・安全な流通を妨げることは明らかである。(「金壱千円」と「¥10,000,000」というように、その差異が多ければ多い程、手形の所持人の判断にかかる負担は多くなる結果となる。)

三、結局、以下は原審でも述べた事であるが、

(1) 手形法6条は強行規定であって、その文理からして、単なる解釈規定にとどまらず擬制的意味を有するものと解すべきで、経験則をもって安易にその適用を排除することは許されないとすべきである。

右のように解さないと、強行法規はその意味と存在価値を失うことになるとともに、原判決のような考え方を採ると、手形取引の迅速・安全が失われるおそれがある。

(2) 手形金額の最低・最高額については、現行手形法上格別の制限が設けられて

いないところ、一円の手形であっても適法というべきである。

従って、100円という少額の手形を発行する者は實際上誰一人としていないとしても、そのことだけをもって金額記載を誤りとしたり、常識や経験則による判断で強行法規の存在をないがしろにすることは許されないものというべきである。

そもそも、経験則とか常識、更には振出人の意思の推測判断というものは極めて曖昧なものであって、手形金額の最低限を画する確固たる基準もない以上、原判決のような見解は手形取引を無用に混乱させることになるだけである。

(3) 銀行取引においては複記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額によって支払われるようになつてゐるところ、この銀行取引事実や、所定の金額欄に記載された文字による金額が手形金額として、取引においては重視されている事実を考えると、むしろ経験則上手形用紙上の所定欄に文字で記載した金額はいかに少額であっても、実在する金額である限りこれを手形金額と解するのが自然であり、かつ簡明であるべきというべきである。

四、以上、原判決は被上告人を救済せんとするに急なあまり、強行規定である手形法6条の解釈適用を誤ったものであり、仮に被上告人を救済せんとするならば、手形法によらず、被上告人の他の主張を待つてその事実認定をなした上、判断すべきであった。

よつて、原判決には判決に影響を及ぼすこと明らかな法令違背が存する事由として開陳する⁽⁷⁾。

[最高裁判所第一小法廷判決]

最高裁判所は昭和61年7月10日に、原判決を破棄して、被上告人の控訴を棄却し、原審及び当審の訴訟費用を被上告人の負担とする判決を以下の理由を以て下した。

上告代理人の上告理由について

一、(一) 原審の適法に確定した事実関係は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、第一審判決添付の別紙目録記載のとおりの手形要件及び連續した裏書の記載のある約束手形一通（以下「本件手形」という。）を所持している。

(2) 上告人は本件手形を振出した。

(3) 本件手形の金額欄には「壱百円」と記載され、その右上段に「¥1,000,000-」と記載され、同手形には100円の収入印紙が貼付されている。

(4) 本件手形金の請求に係る本件訴状は、昭和55年9月6日上告人に送達された。

(二) 原審は、右事実関係に基づき、(1) 本件手形の金額欄記載の「壱百円」を漢数字による記載であるとし、手形金額が漢数字と算用数字とで重複記載されている場合には、漢数字も数字であるから、手形法6条1項の規定の適用はなく、また、同条2項は、手形金額が数字で重複記載され、その金額に差異のある場合につき、最小金額を手形金額とする旨を規定しているが、手形の外觀自体から数字による重複記載のいずれか一方が他方の誤記であることが明らかである場合には、金額不確定のた

め手形が無効となることはありえないから、同条項の規定の適用もないと解したうえ、

(2) 本件手形の振出日である昭和55年4月当時の貨幣価値に照らし、金額100円の手形が振出されることは、経験則上ほとんどありえず、また、印紙税法（昭和56年法律第10号による改正前のもの）2条によれば、当時金額10万円未満の手形は非課税であり、金額100万円以下のものの印紙税額は100円であって、100円の収入印紙を貼付した金額100円の手形が振出されることは、常識上ありえないから、本件手形の漢数字による金額の記載には「壱百」の字と「円」の字の間の「万」の字が脱漏していること、すなわち、漢数字によって記載された金額は算用数字によって記載された金額の誤記であることが明らかであるとし、結局本件手形には手形法6条2項の規定の適用もなく、算用数字で記載された金額を本件手形金額とすべきものと判示し、本件手形金額は100円であるとして被上告人の請求のうち同金額及び遅延損害金の請求部分のみを認容しその余の請求部分を棄却した第一審判決を変更し、被上告人の請求を全部認容すべきものとした。

二 しかしながら、(一) まず、原審の確定した前記事実関係によれば、本件手形の「壱百円」という記載は、手形法6条1項にいう「金額ヲ文字ヲ以テ記載シタル場合」に当たるものと解すべきである。ただし、同条項において文字による記載を数字による記載に比し重視しているのは、前者が後者よりも慎重にされ、かつ、変造も困難であるからであると解されるところ、前示の「壱百円」という記載は右のような文字による記載の趣旨に適つた記載方法であるということができるのであり、また、このような記載が文字による記載に当たるものと解しないと、仮名文字による記載が現実的でないことに鑑み、同条項の対象とする文字による記載がありえないことに帰し、不合理だからである。

(二) 次に、原審の確定した前記事実関係のもとにおいて、本件手形上に記載された手形金額については、同条項を適用して右金額を100円と解するのが相当である。思うに、同条項は、最も単純明快であるべき手形金額につき重複記載がされ、これらに差異がある場合について、手形そのものが無効となることを防ぐとともに、右記載の差異に関する取扱いを法定し、もって手形取引の安全性・迅速性を確保するために設けられた強行規定であり、その趣旨は、手形上の関係については手形の性質に鑑み文字で記載された金額により形式的に割り切った画一的な処理をさせ、実質関係については手形外の関係として処理させることとしたものと解すべきであるところ、原判示のように、100円という小額の手形が振出されることが当時の貨幣価値からしてほとんどありえないこと及び本件手形に貼付された収入印紙が100円であることを理由として、本件手形における文字による金額記載を、経験則によって、算用数字により記載された100万円の明白な誤記であると目することは、手形の各所持人に対し流通中の手形について右のような判断を要求することになるが、かかる解釈は、その判定基準があいまいであるため、手形取引に要請される安全性・迅速性を害し、いたずらに一般取引界を混乱させるおそれがあるものといわなければならぬからである。

三 してみると、以上と異なる見解のもとに、本件手形の金額欄記載の「壱百円」の文字による記載を数字による記載とし、手形金額を100万円と解すべきものとした原審の前示判断には、同条の解釈適用を誤った違法があり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、右に判示したところによれば、原審の確定した事実関係のもとにおいては、被上告人の本件手形金請求は、100円及びこれに対する本件訴状送達の日の翌日である昭和55年9月7日から完済に至るまでの商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において正当であり、その余は失当として棄却すべきであることが明らかであるから、これと同旨の第一審判決は相当である。したがって、右判決に対する被上告人の控訴は理由がなく、これを棄却すべきである。

よって、民訴法408条、396条、384条、96条、89条に従い、裁判官谷口正孝の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する⁽⁸⁾。

[裁判官谷口正孝の反対意見]

裁判官谷口正孝の反対意見は、次のとおりである。

一 原審が、適法に確定した事実関係に基づき、本件手形の金額欄記載の「壱百円」を数字による記載であるとし、手形法6条1項の規定の適用はないと判示した点については、右記載は、同条項にいう「金額ヲ文字ヲ以テ記載シタル場合」に当たるものと解すべきであるから、右判示には、論旨指摘の法令の解釈適用の誤りがあるものといわざるをえず、多数意見と見解を同じくするものである。

二 しかしながら、手形法6条1項は、手形上に手形金額が文字と数字とにより重複記載されていて、その金額間に差異がある場合について、手形金額の不確定により当該手形が無効となることを防止するため、文字によって記載された金額を手形金額とする旨を定めているが、右は、通常の手形金額の重複記載の場合の解釈規定であつて、手形面上の記載自体から文字による金額の記載が数字により記載された金額の誤記であることが明白である場合にまで文字により記載された金額を手形金額とする趣旨ではなく、かかる場合には、数字により記載された金額が手形金額であると解するのが相当である。思うに、手形行為の解釈については、手形面上の記載以外の事実に基づいて行為者の意思を推測して、記載を変更したり補充したりすることは、許されないが（最高裁昭和44年（オ）第71号同年4月15日第三小法廷判決・裁判集民事95号125頁参照）、このような手形面上の記載自体を解釈するについては、一般の社会通念、慣習等に従って記載の意味内容を合理的に判断すべきであつて、文字による金額の記載が誤記であることが手形面上の記載自体の解釈から明白である前示のような場合には、手形金額の不確定により当該手形が無効となることはなく、また、文字による記載が数字による記載よりも重視されるべき理由もないからである。

以上の見地に立って、本件手形をみると、それが振出された昭和55年4月の時点において金額100円の手形が流通すること及び100円の収入印紙を貼付した金額100円の手形が振出されることはその当時の貨幣価値及び振出費用等に照らし経験則上ありえ

ないこと、また、本件手形における金額の重複記載については、文字と数字の各記載の対比によりいずれか一方がその桁数を誤っていることが手形面上から看取されるところ、数字による金額記載の場合に比し右のような文字による金額記載の場合には万の字が脱落して万の桁数における誤記が生ずる可能性があること等を総合すると、本件手形における文字による「壱百円」という記載は、手形の外観上、数字による記載にかかる100万円の誤記であることが明白であるといるべきである。

三 したがって、手形法6条2項につき右と同旨の見解を採用したうえ、本件手形金額を100万円であるとした原審の判断は、結論として以上述べたところと異ならないことに帰し、前示の同条1項所定の「文字」に関する解釈適用の誤りにもかかわらず、結論において正当として是認するに足り、論旨は排斥されるべきであるから、これと異なる結論及び理由を採る多数意見には賛同することができない⁽⁹⁾。

注

- (1) 最高裁判所判決昭和61年7月10日民集40巻5号935-936頁。
- (2) 同935頁。
- (3) 同937-938頁。
- (4) 同938-939頁。
- (5) 同936頁。
- (6) 同939-940頁。
- (7) 同931-934頁。
- (8) 同926-929頁。
- (9) 同930-931頁。

3. 手形金額の重複記載とその解釈をめぐる問題点

1) はじめに

さて前節で紹介した本件事案は、手形金額の重複記載をめぐって、第一審は、文字を以て記載された百円と判断した。ところが、第二審では、①数字は数を表わす文字であるから漢数字も数字であること。②百円の手形も存在しないわけではないが、貼付印紙を考慮すると、「壱百」と「円」の間に「万」の字が抜けたものと解されること。よって、算用数字の100万円を本件手形金額とする。このように第一審判決とは全く逆の判断を下した。これに対して、最高裁では、漢数字が数字だとは詭弁であるとする上告理由を容れ、①「壱百円」は手形法6条1項にいう文字であるとした上で、②この「壱百円」こそが本件手形の手形金額であると判示した。一方、谷口判事の反対意見は、①「壱百円」は文字と解すべきだが、②「壱百円」は「壱百万円」の誤記であることが明白であるから、数字で記載された金額を手形金額と解するのが相

当であるとした。

このように、本件事案では①手形金額が漢数字で記載・表記されている場合、これを手形法6条にいう「文字ヲ以テ記載」されたとみるべきか、「数字ヲ以テ記載」されたとみるべきか、という点と、②手形金額につき重複記載がなされ、これらの間に差異がある場合に、手形法6条の強行法規性を貫いた、取引の安全確保を重視する判断をすべきなのか、それとも手形所持人の利益保護を考慮し、経験則を重視する判断をして、いずれか一方が他方の誤記であると解釈して、手形法6条の規定にかかわらず、その誤記の記載と異なる方の金額を手形金額と認めるのか、という二点が主要な論点となつた。以下、論点ごとに若干の考察を加える。

2) 「文字」と「数字」

まず、手形法6条にいう「文字」と「数字」の記載の問題について言及しておく。

手形法6条はジュネーブ統一条約法の同旨の規定を採用するにあたり、wordsを「文字」、figuresを「数字」と表現したものであるとされている。ところが、わが国では数を「ひゃくまん」のように表記する習慣を持たず、もっぱらアラビア(算用)数字「1, 2, 3」や一、二、三、壱、弐、参のような漢数字を用いて、手形金額欄に漢数字で縦書きに金額を記載し、その下にアラビア数字で横書きに複記するのが通例になっていた。それゆえ、「文字」と「数字」との区別は一見明快であると思われるものの、いかなる記載・表記を以て手形法6条にいう「文字」としたまた「数字」と解するかは学説によりまちまちであるのが現状である⁽¹⁾。

一般的には、アラビア・算用数字は「数字」であり、変造が困難でより慎重な記載がなされている漢数字(例、壱、弐、参、拾など)が「文字」であると理解されている。私見では、上記の本節注(1)引用の小橋(服部、吉川)教授等の説に従い、「数字」とはアラビア・算用数字のみを指し、「文字」とはそれ以外の手形金額の記載方法であると理解したい。それゆえ、一、二、三、十などについても、私見では文字と解する。いずれにせよ、本件事案について、最高裁が「漢数字も数字」との原審判決を破棄したことは正当であると考える。

3) 記載金額の解釈をめぐる手形外観解釈の原則と経験則

次に論点の第二に言及しておく。上述のように、手形金額につき重複記載がなされ、これらの間に差異がある場合に、(a)手形法6条の強行法規性を貫いた、取引の安全確保を重視する判断をすべきなのか、それとも(b)手形所持人の利益保護を考慮し、経験則を重視する判断をして、いずれか一方が他方の誤記であると解釈して、手形法6条の規定にかかわらず、その誤記の記載と異なる方の金額を手形金額と認めるのか、この二つの論点が、本件事案を貫いて最高裁までもつれ込んだと言っても過言ではない。「文字」か「数字」かという前項で取り上げた論点は、言わばマイナーな問題であり、この「取引の安全確保」か「手形所持人の利益保護」かという論点こそが本件事案のメインの問題であった。

(a)の「取引の安全確保」の立場を支持する意見は、以下の理由を挙げている⁽²⁾。

- ①同条項は強行規定であり、手形上の関係は形式的に割り切った処理をさせる趣旨と解すべきで、実質関係は手形外の関係として処理させるべきであること。
- ②手形金額の最低額に法的制限はなく、小額の手形が取引界で流通していないことをもって、それを経験則上誤記であるとすべきでないこと。
- ③銀行取引上からも、金額欄に文字で記載された金額はいかに小額でも、これを手形金額とするのが簡明で取引安全の確保もできることなどにより、文字による記載を手形金額と解すべきであること。

一方(b)の「手形所持人の利益保護」の立場を支持する意見は、以下の理由を挙げて反論している。

- ①手形外観解釈の原則といえども、社会通念にしたがって記載の意味を合理的に判断すべきものであること。
- ②手形法6条は、文字による記載が手形上の記載自体から誤記と認められる場合とか、それがおよそありえない非常識な金額であるような場合についてまで、それを手形金額とする趣旨のものではないこと。
- ③経験則からするこのような解釈が手形金額について認められないと、手形債務者に不当な支払拒絶を許すことにもなりかねず、かえって手形の流通性を害する結果となること。

私見では、手形法6条はあくまでも強行規定であり、金額欄に記載された金額は、たとえ小額でもこれを手形金額と解さないと取引安全の確保が図れない。よって、いかに形式的・画一的であっても、記載金額通りに処理すべきものと考える。それゆえ、最高裁の多数意見は妥当であると思料する。

これに対し、坂井教授は「本件手形は、金額100万円の手形として流通した上、手形の転得者が振出人に対して手形金100万円を請求しているのである。誰もこれを100円の手形とは考えていない。手形の受取人は、この手形は100万円の手形のつもりで受け取っているのであるから、これを100円の手形として他に譲渡するはずはない。手形の譲受人も、100万円の手形であるからこそこれを譲り受ける気になるのであって、もしこれが100円の手形であるならば、馬鹿馬鹿しくて誰もそんなものを相手にはしないであろう。譲渡の際「萬」の字の遺脱に気づいていたかどうか明らかでないが、たとい気づいたとしても、「ああ、これは萬を書き落したのですよ」「そうでしょうな」で済んだことであろう。」⁽³⁾と述べておられるが、そもそも手形を受け取る際には、金額が正しく記載されているかどうかを、よく見て確認すべきであり、それを怠った場合には不利益を被ることもやむを得ないと思う。もし、そのような不利益を受けることを好まないのであれば、手形を受け取る際に細心の注意を払い、重複記載されたような手形は受け取らないことが肝要であろう。いずれにせよ、本件事案に対する最高裁判決は、手形の記載あるいは受け取りに関して、慎重になすべきことを教訓として語っているものと思われる。

4) おわりに

かくして、本件事案の最高裁判決により、手形金額の解釈についての実務上の処理は単純明快となったが、従来より、手形・小切手の金額の取扱いにつき、当座勘定規定6条は「手形・小切手の金額の取扱い」について「手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。」と規定し、当座勘定取引に伴い取引先に指示される金額欄記入の具体的方法について、約束手形用法（為替手形用法・小切手用法もほぼ同じ）に次のように定められている（アンダーラインは筆者。以下同様）。

- 「1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名な
つ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれ
ば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにく
い筆記具を使用してください。
- 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入し
てください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3…）で記入するときは、チ
ェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには、＊、★
などの終止符を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、貳、参、拾など改
ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」
を記入してください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。
金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してくだ
さい。（以下省略）」

ところで、上に引用した当座勘定規定第6条の文言をめぐって、その規定内容が強行法規性を持つはずの手形法第6条に抵触するのではないか、との批判がなされている⁽⁴⁾。

これについて、前田庸教授は「当座勘定規定は、手形上の権利義務の内容としての手形金額を定めたものではなく、銀行がその当座勘定取引先から手形・小切手を受け入れる場合、あるいは銀行がその当座取引先の振り出した手形・小切手を支払う場合に、手形・小切手金額をどのようにものとして取り扱うかという、もっぱら銀行とその当座取引先との関係を定めたものにすぎないから、手形法の規定と異なるからといって、無効とするにはあたらないし、実際上も、不都合は生じないといってよい。」と述べており⁽⁵⁾、さらに高窪利一教授は、「このような手形用法による金額の記載方

法の規制は、正に『もっとも慎重に記載され、改ざんのおそれの少ない金額記載』を最優先させる手形法6条1項の立法趣旨に添った合理的な規制であると評価できる。」と述べておられる⁽⁶⁾。

いずれにせよ、手形金額の重複記載とその解釈をめぐる手形法6条についての問題は、最後に触れたように、実務界でのチェックライターによる金額の記載方法の導入に伴う同法6条との関連問題⁽⁷⁾と共に、今後とも議論が積み重ねられていくものと思われる。

注

- (1) この点について、菊池徹・判例タイムズ677号242頁によれば、「一、二、三、十、については文字とするものと数字とするものがある。また「十万円」を文字とするもの（田中誠二『手形法小切手法詳論』（上）366頁、田中誠二ほかコメントアル手形法272頁）、「10万円」を文字とするもの（大隅健一郎ほか・注釈手形法・小切手法36頁）、全部算用数字で記載したもの以外は文字とするもの（小橋一郎・判例時報1218号209頁〔判例評論337号63頁〕、同旨、服部栄三・金融法務1149号11頁、吉川栄一・修道法 学10巻1号84頁）、「三八五万」は数字で「三百八十五万」は文字であり、算用数字が混在する記載（5万8千）は数字とするもの（黒田清彦・金融・商事判例759号46頁）、ゼロを加えることにより「位取り」が変わる表記方法が数字であるとするもの（倉澤康一郎・法学研究60巻12号45頁）、「壱百円」は「¥100」との関係では文字であるが、「ひゃくえん」との関係では数字であるとするもの（神作裕之・法学協会雑誌105巻4号507頁）、金額欄にチェックライターによる打刻があるときはこれを優先させるもの（高窪利一・手形研究387号4頁）などがある」という。
- (2) 山下真弘・ジャーリスト887号106頁。なお、次の(b)の立場を支持する説のまとめも同じ。
- (3) 坂井芳雄・東洋法学31巻1・2号
- (4) 服部栄三・金融法務1149号11頁
- (5) 別冊法学 セミナ—基本法コンメンタール手形法・小切手法〔第三版〕21頁。大隅＝河本・注釈手形法・小切手法37頁も「その約定は有効であると解されている。なぜなら、約定は手形上の権利関係じたにふれるものではなく、手形外における引受人または振出人（約束手形の場合）と支払担当者との関係のみを定めたものだからである。」と同趣旨の見解を述べている。
- (6) 高窪利一・手形研究387号11頁。なお、高窪教授は、実務界で実践されていることを踏まえて、「チェックライター優先の原則」を提唱されるが、これについても黒田清彦教授（南山法学11巻1号55頁）は疑問を呈しておられる。
- (7) 本間輝雄「金銭記載の定型化と手形法6条の解釈」別冊法セミ法学ガイド商法】（手形小切手）110頁参照。

〔付記〕

[本稿をまとめるにあたり、関西学院大学法学部の畏友塚本和彦教授が、小生のアメリカ出張中に関係の文献リストを作成して下さったこと、聖泉短大図書館に収蔵されていないほとんどの文献について

ては、滋賀大学附属図書館経済学部分館並びに滋賀大学経済経営研究所を利用させていただいたこと、
ここに記して感謝申し上げます。]

(1991年10月16日受理)